



平成26年3月10日
東京税関

知的財産侵害物品取締強化期間における協力依頼について (実施期間: 平成26年3月13日(木)~3月19日(水))

平素から税関行政に対し、ご理解とご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

税関では、バッグ類や衣類等の偽ブランド品の他、「消費者の健康・安全」に悪影響を及ぼす知的財産侵害物品は、麻薬やけん銃等と同様に輸入してはならない貨物として取締りを行っています。

「消費者の健康・安全」に係る知的財産侵害物品には、健康被害のある偽医薬品、化粧品等のほか、電気製品や自動車用部品のように使用中に事故等を起こす危険性があるものもあり、これらの侵害品の輸入差止めが増加しています。

このような状況を踏まえ、東京税関では、本年3月13日(木)から3月19日(水)までの7日間を知的財産侵害物品取締強化期間として、知的財産侵害物品に対する取締りを一層強化しますので、ご理解とご協力をお願いします。

なお、知的財産侵害物品の不正輸入に関する不審な情報がありましたら、どんな些細なものでも結構ですので、最寄の税関又は

- ・密輸ダイヤル(24時間受付) 0120-461-961
- ・東京税関ホームページ (<http://www.customs.go.jp/tokyo/>)
「密輸情報提供のお願い」

までご連絡くださいますよう併せてお願ひいたします。

知的財産侵害物品の不正輸入に関する不審な情報は、

密輸ダイヤル 0120-461-961 シロイ クロイ
(24時間受付)

東京税関ホームページ (<http://www.customs.go.jp/tokyo/>)
まで情報提供をお願いします。